



平成 27 年 5 月 18 日

各 位

会 社 名 株式会社共立メンテナンス  
代 表 者 名 代表取締役社長 佐藤 充孝  
コード番号 9616 東 証 第 一 部  
問 合 せ 先 取締役副社長 上田 卓味  
電 話 03・5295・7854

## 定款一部変更のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 25 日開催予定の当社第 36 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 当社および子会社の事業の現状に即し、事業目的の明確化を図るとともに、子会社を含めた今後の事業展開と内容の多様化に対応するため、事業目的の変更を行うものです。
- (2) 単元未満株式についての権利を合理的な範囲に制限するため、所要の規定を新設するものです。
- (3) 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号) が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が創設されました。当社は、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行するため、所要の変更を行うものです。

併せて、同改正法により責任限定契約の対象が非業務執行取締役等に拡大されたことを受けて、責任限定契約の対象を拡大するべく所要の変更を行うものです。この責任限定契約に係る定款変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

なお、本定款変更は本総会終結の時に効力が発生するものといたします。

- (4) 今後の事業拡大と社外取締役の増員を鑑み、経営体制ならびに取締役会機能の一層の強化・充実を図るため、取締役の員数を増員するものです。
- (5) その他、必要な規定および文言の加除、修正等所要の変更を行うものです。

## 2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

・下線は変更箇所を示します。

・第2条（目的）につきましては、< >に新設、削除、記載順の変更等を記載しております。

現 行 定 款	変 更 案
(商 号) 第1条 (条文省略)	(商 号) 第1条 (現行どおり)
(目 的) 第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。	(目 的) 第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。
1. 学生寮・社員寮の経営 <現行どおり>	1. 学生寮・社員寮の経営 <現行どおり>
2. 学校、病院、寮、保養施設、社会福祉施設等の給食業務の請負および栄養管理、指導に関する業務 <現行どおり>	2. 学校、病院、寮、保養施設、社会福祉施設等の給食業務の請負および栄養管理、指導に関する業務 <現行どおり>
<u>3. 老人福祉法に基づく有料老人ホームの経営</u> <変更案第2条8号に移動>	<u>3. ホテル、旅館、保養所、研修所、飲食店の経営および請負</u> <現行定款第2条4号より移動>
<u>4. ホテル、旅館、保養所、研修所、飲食店の経営および請負</u> <変更案第2条3号に移動>	<u>4. 公衆浴場の経営および請負</u> <現行定款第2条13号より移動>
<u>5. 介護保険法に基づく居宅サービス事業および介護予防サービス事業</u> <変更案第2条10号および11号に移動>	<u>5. 温泉源の掘削および温泉供給</u> <現行定款第2条40号より移動>
<u>6. 不動産の売買、賃借、仲介および管理業</u> <変更案第2条41号に移動>	<u>6. スパセラピー事業</u> <現行定款第2条18号より移動>
<u>7. 家庭電気製品、家具、事務機器、日用雑貨、酒類、煙草、塩、切手、衣料品、食料品、化粧品、菓子、ライター、文房具および玩具の販売および通信販売業</u>	<u>7. 旅行業法に基づく旅行業</u> <現行定款第2条9号より移動>

＜変更案第2条46号に移動＞

8. 生鮮食品、加工食品、冷凍食料品の輸入および販売

＜変更案第2条47号に移動＞

9. 旅行業法に基づく旅行業

＜変更案第2条7号に移動＞

10. ビルメンテナンス業

＜変更案第2条53号に移動＞

11. 介護保険法に基づく居宅介護支援事業および介護予防支援事業

＜変更案第2条9号および12号に移動＞

12. 貸金業

＜変更案第2条50号に移動＞

13. 公衆浴場の経営および請負

＜変更案第2条4号に移動＞

14. 建築工事業と土木・建築工事の設計、監理および請負

＜変更案第2条54号に移動＞

15. 一般労働派遣事業、有料職業紹介事業ならびに各種軽作業請負業務

＜変更案第2条49号に移動＞

16. 広告代理業

＜変更案第2条42号に移動＞

17. 経営コンサルティング業

＜変更案第2条43号に移動＞

8. 有料老人ホーム事業、ケアハウス事業、高齢者用住宅事業

＜現行定款第2条3号および27号より移動＞

9. 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業

＜現行定款第2条11号より移動＞

10. 介護保険法に基づく居宅サービス事業

＜現行定款第2条5号より移動＞

11. 介護保険法に基づく介護予防サービス事業

＜現行定款第2条5号より移動＞

12. 介護保険法に基づく介護予防支援事業

＜現行定款第2条11号より移動＞

13. 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業

＜現行定款第2条34号より移動＞

14. 介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業

＜現行定款第2条34号より移動＞

15. 介護保険法に基づく地域支援事業

＜新設＞

16. 介護保険法適用外での居宅介護サービス事業

＜新設＞

17. 居宅介護住宅改修事業

＜新設＞

<p>18. <u>スパセラピー事業</u>  &lt;変更案第2条6号に移動&gt;</p> <p>19. <u>I Tネットワーク事業</u>  &lt;変更案第2条44号に移動&gt;</p> <p>20. <u>地域開発・都市開発および同開発に基づく環境整備に関する調査、企画</u>  &lt;変更案第2条27号に移動&gt;</p> <p>21. <u>各種施設の総合管理業務の請負</u>  &lt;削 除&gt;</p> <p>22. <u>有料道路、有料駐車場の維持補修および清掃ならびに料金徴収、通行券類の販売に関する業務の請負</u>  &lt;変更案第2条28号に移動&gt;</p> <p>23. <u>警備の請負ならびに防犯、防災に関する調査、助言および設備器具の販売</u>  &lt;変更案第2条56号に移動&gt;</p> <p>24. <u>金融機関への金銭の出し入れおよび郵便物の荷造り発送業務ならびに家事事務代行サービス</u>  &lt;変更案第2条29号に移動&gt;</p> <p>25. <u>水道、電気、ガス等の検針および検査に関する業務の請負</u>  &lt;変更案第2条30号に移動&gt;</p>	<p>18. <u>障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に基づく相談支援事業</u>  &lt;新 設&gt;</p> <p>19. <u>障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に基づく移動支援事業</u>  &lt;新 設&gt;</p> <p>20. <u>障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に基づくその他地域生活支援事業</u>  &lt;新 設&gt;</p> <p>21. <u>障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業</u>  &lt;現行定款第2条36号より移動&gt;</p> <p>22. <u>高齢者の身体機能の低下を予防するための自立支援事業</u>  &lt;新 設&gt;</p> <p>23. <u>障害者・高齢者等への介助活動</u>  &lt;新 設&gt;</p> <p>24. <u>地方自治法に定める指定管理者制度に基づく公の施設および社会福祉法人等の施設の管理運営業務</u>  &lt;新 設&gt;</p> <p>25. <u>民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 (PFI法) に基づく公共施設等の建設、維持管理および運営業務</u>  &lt;新 設&gt;</p>
---	---

26. 医療機関等から委託された医療関連業務の請負

<変更案第2条31号に移動>

27. 高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づくサービス付き高齢者向け住宅の経営

<変更案第2条8号に移動>

28. 乳幼児および児童の保育の請負

<変更案第2条33号に移動>

29. 車両の運行、点検、保守に関する業務の請負

<変更案第2条34号に移動>

30. 自動車の整備ならびに自動車・自動車部品の販売、斡旋

<変更案第2条35号に移動>

31. 旅客自動車運送事業

<変更案第2条36号に移動>

32. 貨物自動車運送事業

<変更案第2条37号に移動>

33. 損害保険代理業

<変更案第2条45号に移動>

34. 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業および地域密着型介護予防サービス事業

<変更案第2条13号および14号に移動>

26. 官公庁、地方自治体が所有する施設の総合管理業務の請負および業務管理指導に関する業務

<新設>

27. 地域開発・都市開発および同開発に基づく環境整備に関する調査、企画

<現行定款第2条20号より移動>

28. 有料道路、有料駐車場の維持補修および清掃ならびに料金徴収、通行券類の販売に関する業務の請負

<現行定款第2条22号より移動>

29. 金融機関への金銭の出し入れおよび郵便物の荷造り発送業務ならびに家事事務代行サービス

<現行定款第2条24号より移動>

30. 水道、電気、ガス等の検針および検査に関する業務の請負

<現行定款第2条25号より移動>

31. 医療機関等から委託された医療関連業務の請負

<現行定款第2条26号より移動>

32. 地域子育て支援拠点事業の請負

<新設>

33. 乳幼児および児童の保育の請負

<現行定款第2条28号より移動>

34. 車両の運行管理請負および保守点検に関する業務

<現行定款第2条29号より移動>

35. エネルギーコスト削減のための設備機器に関する企画、設計、工事、管理、コンサルタント  
＜変更案第2条55号に移動＞
36. 障害福祉サービス事業  
＜変更案第2条21号に移動＞
37. 電気販売事業  
＜変更案第2条39号に移動＞
38. 第二種金融商品取引業  
＜変更案第2条52号に移動＞
39. 不動産有効利用に関する企画、調査、設計  
＜変更案第2条40号に移動＞
40. 温泉源の掘削及び温泉供給  
＜変更案第2条5号に移動＞
41. 前各号に附帯する一切の事業  
＜変更案第2条57号に移動＞

35. 自動車の整備ならびに自動車・自動車部品の販売、斡旋  
＜現行定款第2条30号より移動＞
36. 旅客自動車運送事業  
＜現行定款第2条31号より移動＞
37. 貨物自動車運送事業  
＜現行定款第2条32号より移動＞
38. クリーニング業  
＜新設＞
39. 電気販売事業  
＜現行定款第2条37号より移動＞
40. 不動産有効利用に関する企画、調査、設計  
＜現行定款第2条39号より移動＞
41. 不動産の売買、賃借、仲介および管理業  
＜現行定款第2条6号より移動＞
42. 広告代理業  
＜現行定款第2条16号より移動＞
43. 経営コンサルティング業  
＜現行定款第2条17号より移動＞
44. ITネットワーク事業  
＜現行定款第2条19号より移動＞
45. 損害保険代理業  
＜現行定款第2条33号より移動＞
46. 家庭電気製品、家具、事務機器、日用雑貨、酒類、煙草、塩、切手、衣料品、食料品、

化粧品、菓子、ライター、文房具、玩具の  
販売および通信販売業

<現行定款第2条7号より移動>

47. 生鮮食品、加工食品、冷凍食料品の輸入お  
よび販売ならびに通信販売業

<現行定款第2条8号より移動>

48. 観光客に係るメイク・着付け・美術・撮影  
サービスの提供

<新 設>

49. 一般労働派遣事業、有料職業紹介事業なら  
びに各種軽作業請負業務

<現行定款第2条15号より移動>

50. 貸金業

<現行定款第2条12号より移動>

51. 割賦販売業、信用購入あっせん業および割  
賦債権買取業

<新 設>

52. 第二種金融商品取引業

<現行定款第2条38号より移動>

53. ビルメンテナンス業

<現行定款第2条10号より移動>

54. 建築工事業と土木・建築工事の設計、監理  
および請負

<現行定款第2条14号より移動>

55. エネルギーコスト削減のための設備機器に  
関する企画、設計、工事、管理、コンサル  
タント

<現行定款第2条35号より移動>

<p>第3条～第7条 (条文省略)</p> <p>(单元未満株式の売渡請求)</p> <p>第8条 当会社の单元未満株式を有する株主は、株式取扱規則の定めるところにより、その单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第9条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 (条文省略)</p> <p>(基準日)</p> <p>第11条 (条文省略)</p> <p>(招 集)</p> <p>第12条 当会社の定時株主総会は、毎年3月31日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要</p>	<p>56. 警備の請負ならびに防犯、防災に関する調査、助言および設備器具の販売  &lt;現行定款第2条23号より移動&gt;</p> <p>57. 前各号に附帯する一切の事業  &lt;現行定款第2条41号より移動&gt;</p> <p>第3条～第7条 (現行どおり)</p> <p>(单元未満株式の売渡請求)</p> <p>第8条 当会社の单元未満株式を有する株主は、株式取扱規則の定めるところにより、その单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売り渡すこと(以下、買増しという。)を請求することができる。</p> <p>(单元未満株主の権利制限)</p> <p>第9条 当会社の单元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>② 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>③ 取得請求権付株式の取得を請求する権利</p> <p>④ 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>⑤ 前条に規定する单元未満株式の買増しを請求する権利</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 (現行どおり)</p> <p>(基準日)</p> <p>第12条 (現行どおり)</p> <p>(招 集)</p> <p>第13条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これ</p>
---	--



に応じて随時これを招集する。

(招集者および議長)

第13条 当社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議により取締役社長が招集し、その議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示)

第14条 (条文省略)

(決議の方法)

第15条 当社の株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 (条文省略)

(員数)

第17条 当社の取締役は、15名以内とする。

(新設)

(選任方法)

第18条 当社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第19条 (条文省略)

(新設)

(新設)

を招集する。

(招集者および議長)

第14条 当社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長が招集し、その議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示)

第15条 (現行どおり)

(決議の方法)

第16条 当社の株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 (現行どおり)

(員数)

第18条 当社の取締役 (監査等委員であるものを除く。) は、18名以内とする。

② 当社の監査等委員である取締役 (以下、「監査等委員」という。) は、4名以内とする。

(選任方法)

第19条 当社の取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第20条 (現行どおり)

② 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

③ 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時まで

(新 設)

(取締役会の設置)

第20条 (条文省略)

(代表取締役および役付取締役)

第21条 (条文省略)

- ② 当社は、取締役会の決議によって取締役社長1名を選定するほか、必要に応じて取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(新 設)

(取締役会の招集権者および議長)

第22条 当社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役社長が招集しその議長となる。

(取締役会の招集通知)

第23条 当社の取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法等)

第24条 (条文省略)

- ② 当社は、取締役会の決議事項について、取締

とする。

- ④ 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(取締役会の設置)

第21条 (現行どおり)

(代表取締役および役付取締役)

第22条 (現行どおり)

- ② 当社は、取締役会の決議によって取締役社長1名を選定するほか、必要に応じて取締役会長1名および取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

- ③ 取締役会の決議により、前項に規定する役付取締役のうちから、当社を代表する取締役を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第23条 当社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集しその議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 当社の取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法等)

第25条 (現行どおり)

- ② 当社は、取締役会の決議事項について、取締

役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。

(新 設)

(取締役会規則)

第25条 当社の取締役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(報酬等)

第26条 当社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第27条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。

- ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役および監査役会

役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(業務執行の決定の取締役への委任)

第26条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定を取締役に委任することができる。

(取締役会規則)

第27条 当社の取締役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会において定める取締役会規則による。

(報酬等)

第28条 当社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。

(取締役の責任免除)

第29条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

- ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

<p>(監査役および監査役会の設置)</p> <p>第28条 当社は、<u>監査役および監査役会</u>を置く。</p> <p>(員 数)</p> <p>第29条 当社の監査役は、<u>4名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第30条 当社の監査役は、<u>株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>② <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任 期)</p> <p>第31条 当社の監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>② <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第32条 当社の監査役会は、<u>監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第33条 当社の<u>監査役会</u>の招集通知は、<u>各監査役</u>に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第34条 当社の<u>監査役会</u>の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>監査役の過半数</u>をもって行</p>	<p>(監査等委員会の設置)</p> <p>第30条 当社は、<u>監査等委員会</u>を置く。</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第31条 当社の<u>監査等委員会</u>の招集通知は、<u>各監査等委員</u>に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>(監査等委員会の決議方法)</p> <p>第32条 当社の<u>監査等委員会</u>の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>監査等委員の過半数</u>が出</p>
--	---

<p>う。</p> <p>(監査役会規則)  <u>第35条</u> 当社の<u>監査役会</u>に関する事項は、法令または本定款に別段の定めある場合のほか<u>監査役会</u>において定める<u>監査役会規則</u>による。</p>	<p><u>席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査等委員会規則)  <u>第33条</u> 当社の<u>監査等委員会</u>に関する事項は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会規則</u>による。</p>
<p>(報酬等)  <u>第36条</u> 当社の監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役の責任免除)  <u>第37条</u> 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</u>  <u>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(会計監査人の設置)  <u>第 38 条</u> (条文省略)</p>	<p>(会計監査人の設置)  <u>第 34 条</u> (現行どおり)</p>
<p>(選任方法)  <u>第 39 条</u> (条文省略)</p>	<p>(選任方法)  <u>第 35 条</u> (現行どおり)</p>
<p>(任 期)  <u>第 40 条</u> (条文省略)</p>	<p>(任 期)  <u>第 36 条</u> (現行どおり)</p>
<p>(報酬等)  <u>第41条</u> 当社の会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p>	<p>(報酬等)  <u>第37条</u> 当社の会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p>
<p>(会計監査人の責任免除)  <u>第 42 条</u> (条文省略)</p>	<p>(会計監査人の責任限定)  <u>第 38 条</u> (現行どおり)</p>

(事業年度)

第 43 条 (条文省略)

(剰余金の配当等)

第44条 当社は、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。

② 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

③ 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

④ 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(新 設)

(剰余金の配当等の除斥期間)

第 45 条 (条文省略)

(新 設)

(事業年度)

第 39 条 (現行どおり)

(剰余金の配当等)

第40条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(変更案第 41 条 1 項に移動)

(変更案第 41 条 2 項に移動)

(変更案第 41 条 3 項に移動)

(剰余金の配当の基準日)

第41条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

② 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

③ 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第 42 条 (現行どおり)

附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

1 当社は、第36回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 第36回定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約につい

	<u>ては、なお同定時株主総会の決議による変更前の定 款第37条第2項の定めるところによる。</u>
--	--

以 上